

決議 1772 (2007)

2007年8月20日、安全保障理事会第5732回会合で採択

安全保障理事会は、

ソマリアの事態に関する従前の安保理諸決議、とりわけ決議733(1992)、決議1356(2001)、決議1425(2002)、決議1725(2006)、決議1744(2007)ならびに、議長声明、とりわけ2006年7月13日(S/PRST/2006/31)、2006年12月22日(S/PRST/2006/59)、2007年4月30日(S/PRST/2007/13)、2007年6月14日(S/PRST/2007/19)の諸声明を想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立ならびに統一の尊重を再確認し、暫定連邦憲章を通じたソマリアの事態の包括的かつ継続的な解決への責務を繰り返し表明し、暫定連邦憲章で想定されているように、包括的政治的プロセスを通じた広範な支持基盤を得た代議制の重要性を強調し、事務総長特別代表であるフランソワ・フォール氏への強い支援を繰り返し表明し、

ソマリアにおける平和・安定・和解を促進するための国際社会、とりわけアフリカ連合、アラブ連盟、開発政府間機関および欧州連合の努力に謝意を繰り返し表明し、彼らの継続的関与を歓迎し、

アフリカ連合がそのソマリア・ミッション(AMISOM)の任務を6か月間延長することを表明した2007年7月18日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケを歓迎し、同コミュニケが国際連合に対し同国において長期にわたる安定化および紛争後復興を支援するソマリアへの平和維持活動の展開を要請していることに留意し、

アフリカ連合委員会および国際連合事務局からの専門家が、AMISOMに提供するさらなる支援について討議するために速やかに会合することを要請した2007年8月4日付事務総長宛アフリカ連合委員会議長書簡(S/2007/499)に留意し、

2007年6月26日のソマリアに関する事務総長報告書(S/2007/381)、とりわけミッションの計画および管理能力構造を支援するためのアフリカ連合本部への軍人、警察官、文民専門家から成る10名のチームを展開することを定めた第30項に留意し、かつ、AMISOMの支援に謝意を表明し、

平和と安全の維持に関する問題における国際連合および地域的諸取決めとの協力は、地域的行動に適切であり、国際連合憲章において規定された集団的安全保障の重要な部分であることを想起し、

国際コンタクトグループによるソマリアの真の政治的和解のプロセス推進のための「周旋」の申し出に言及している事務総長報告書第27項に留意し、国際コンタクトグループがこの申し出の履行を継続することを奨励し、

ソマリア暫定連邦機関に対する支援を繰り返し表明し、ソマリア全土にわたる安定と安全の供給と維持の重要性を強調し、かつ、ソマリア内の民兵および元戦闘員の武装解除、動員解除、社会復帰の重要性を強調し、

ソマリア内でのあらゆる暴力と過激主義を非難し、かつ、ソマリア内の継続的暴力に関して懸念を表明し、

事務総長報告書第51項に記述されたソマリア沿岸における海賊行為の急増に対する懸念を強調し、かつ、国際海事機関および世界食糧計画の2007年7月10日の合同コミュニケに留意し、

AMISOMおよびウガンダ部隊のソマリアにおける継続的平和と安定に対する貢献を強調し、彼らに対するいかなる攻撃をも非難し、かつ、ソマリアおよび当該地域のすべての当事者に対してAMISOMを支援し、協力することを促し、

AMISOMの全面的展開は安全の真空状態を回避するのを助け、ソマリアからのその他の外国軍隊の全面的撤退のための条件を整える助けとなるこ

とを強調し、

ソマリアの事態が当該地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成すると判断し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、

1. 暫定連邦憲章において定められているように、ソマリアにおける安定、平和、安全、和解を確かなものにするために、さらに、できるだけ効果的に国際的支援を確保するために、ソマリアにおける広範な支持基盤を得た代議制ならびに暫定連邦憲章で想定されている包括的政治的プロセスの必要性を強調する。

2. 暫定連邦機関のイニシアティブによる国民和解会議（NRC）の開催を歓迎し、かつ、あらゆる勢力に対しNRCの支援ならびに政治的プロセスへの参加を促す。

3. NRCが全ての政治的指導者、族長、宗教指導者、ビジネス社会、ならびに女性グループのような市民社会の代表者を含むあらゆる関係者を含む包括的なソマリア国内の政治プロセスとなる必要性を強調する。

4. 暫定連邦機関およびソマリア内の全勢力に対して、NRCの結論を尊重し、同様に包括的な継続中の政治プロセスを維持することを要請し、かつ、そのような包括的な対話を促進する努力を共同で行うことを彼らに奨励する。

5. 包括的かつ永続的な戦闘行為の終結に双方が合意し、ソマリアの暫定連邦憲章に定められているように、地方、地域、国政レベルでの民主的選挙を含む包括的和平プロセスに向けたロードマップを作成するための継続中の政治プロセスの必要性を繰り返し強調する。

6. 事務総長に対し、暫定連邦機関の役割を支援し、ソマリアに関してアフリカ連合、アラブ連盟、開発政府間機関、欧州連合および国際コンタクトグループとともに活動することを含め、NRC強化への努力を継続し、さらに広範に継続中の包括的政治プロセスを促進することを要請し、ならびに事務総長に対し、下記の第17項において設定される予定表に従い、暫定連邦機関の努力、NRCの進展、関連する政治プロセス、それらの成功へのいかなる障害に関しても報告を行なうことを要請する。

7. 事務総長に対し、同報告書において、ナイロビからモガディシュへの移転の可能性および移転に必要な安全保障措置を含む上記の第6項において設定された役割を果たすために国際連合ソマリア政治事務所（UNPOS）の能力を強化するためにさらに必要な措置の評価を行なうことを要請する。

8. 上記の第6項において言及された事務総長の報告に従って、NRCあるいは平和的な政治プロセスを妨げ妨害しようとする者、または、暫定連邦機関あるいはAMISOMを力で脅かし、ソマリアあるいは当該地域の安定を脅かす行為を行なう者に対して措置を講じる意図を表明する。

9. アフリカ連合加盟国がソマリアにおいて、以下の職務権限を実行するために必要なあらゆる措置を講じる権限を持つミッションの6か月間の継続を承認することを決定する。

(a) 第1から第5項において言及されたプロセスに関連する全ての人々の自由な移動、安全な通過ならびに保護を支援することによって、ソマリアでの対話と和解を支援すること。

(b) 適切な場合に、統治機能ならびに主要な社会基盤の保障の実行を支援すべく、暫定連邦機関への保護を提供すること。

(c) 能力の範囲内で、かつ、他の関係者と協力しながら、国家安全安定化計画の履行、とりわけソマリアの包括的安全部隊の効果的な再建と訓練を支援すること。

(d) 要請に応じ、かつ、その能力の範囲内で、人道支援の供給に必要な安全条件の創設に貢献すること。

(e) 要員、施設、設備ならびにミッションを保護し、要員の安全と移動の自由を確保すること。

10. アフリカ連合加盟国に対して、ソマリアからの全ての外国軍撤退の条件の整備を支援するために上記のミッションへ貢献することを要請する。

11. 決議 733 (1992) 第 5 項によって課され、かつ、決議 1425 (2002) 第 1 および第 2 項によってさらに詳述された措置は、以下には適用されないことを決定する。

(a) 上記の第 9 項で言及されたミッションの支援およびミッションによってのみ使用されることを意図した兵器および軍用装備、技術援助および支援の供給

(b) 上記第 1 から第 5 項に定められた政治プロセスに一致し、かつ、決議 751 (1992) に従って設置された委員会による、下記第 12 項に記載された通告の受領から 5 日以内に否定的な決定が為されない場合における、治安部門諸機構の整備を支援することを専らの目的とした、諸国による供給および技術援助。

12. 上記第 11 項 (b) に従って、物資を供給する、または技術的支援を提供する国家は、決議 751 (1992) に基づいて設置された委員会に事前にかつケース毎に通告することを決定する。

13. 武器禁輸によるソマリアの平和と安全への継続的貢献を強調し、全ての加盟国とりわけ当該地域諸国にその全面的遵守を要請し、武器禁輸支援の限定対象的措置を通じることを含む効果を強化する方策を緊急に検討する意図を繰り返し表明し、かつ、決議 751 (1992) に基づいて設置された委員会に対し、本決議採択後 60 日以内に自らが取りうる措置と履行しうる方法について報告を行うことを要請する。

14. 加盟国に対し、AMISOM の全面的展開のための財源、要員、装備、便益を提供することを促す。

15. 事務総長に対し、AMISOM に提供できるさらなる支援についてアフリカ連合委員会と協議し、かつ、下記第 17 項において設定された予定表に従って、その進捗状況について理事会に報告することを要請する。

16. 事務総長に対し、上記に言及した 2007 年 6 月 25 日のソマリアに関する事務総長報告書の見解に従って、以下の内容を含む AMISOM に替わる国際連合平和維持活動の展開の可能性についての既存の不測事態対応計画を引き続き検討することを要請する。

(a) 可及的速やかにさらなる技術評価ミッションを当該地域に派遣すること。

(b) 潜在的兵力提供国とさらに接触すること。

(c) 国際連合ミッションの適切性および目的についての安全保障理事会の決定を支援する進展の見直しに対する方策、指標、時間的枠組みを特定することを含み、ソマリアにおける国際連合平和維持活動の展開と成功のために必要な条件を整え、かつ、潜在的障害を克服するために、国際連合および国際社会がさらにとるべき措置を明らかにすること。

17. 事務総長に対し、本決議採択後 30 日以内とその後の 30 日以内に上記の第 16 項において概括された計画のさらなる進展状況ならびに上記の第 6 および第 7 項における政治的側面について理事会に報告することを要請する。

18. ソマリアの沿岸に隣接した国際海域ならびに空域で軍艦および空軍機を航行する加盟国に対し、その領域内における海賊行為を警戒し、関連する国際法に従って、商船とりわけ人道支援物資を輸送する艦船をそのような行為から保護するために適切な措置を講じることを奨励する。

19. 女性、平和および安全に関する従前の決議 1325 (2000) ならびに武力紛争下の文民の保護に関する決議 1674 (2006) および 1738 (2006) を再確認し、かつ、国際人道、人権ならびに難民諸法に従って、とくに人

口集中地帯でのあらゆる無差別攻撃を防止することにより、ソマリアのあらゆる当事者および武装集団の同国内における文民の保護に適切な措置を講じる責任を強調する。

20. ソマリアにおける継続的支援の努力を強く支持し奨励し、人道支援および国際連合要員の保護に関する決議 1502 (2003) を想起し、ソマリアのあらゆる当事者および武装集団に対し、AMISOM および人道支援要員の安全を確保し、ならびに人道支援の受け渡しを必要とするすべての人々に適時に安全に妨害されないアクセスを保障するために必要な措置を講じることを要請し、かつ、当該地域諸国に対し、陸路、空路、海路による人道支援の供給条件の整備を促す。

21. 子どもと武力紛争に関する従前の決議 1612 (2005) を再確認し、ソマリアにおける武力紛争当事者に関係する武力紛争下の子どもに関する安全保障理事会作業部会その後の結論 (S/AC.51/2007/14) を想起する。

22. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。